

生徒会役員選挙規定

第1章 総則

第1条 この細則は本校生徒会会則に基づいて生徒会役員選挙が公明で正しく行われ、自治活動を健全に発達させることを目的とする。

第2条 この細則は原則として9月に行われる生徒会役員選挙に用いる。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙に関する一切の事務は選挙管理委員会が行う。選挙管理委員会は、各学級から1名選ばれ、全学級から選ばれた選挙管理委員によって構成され、欠員のできた時は、欠員のできた学級で補充する。

第4条 選挙管理委員会に1名の委員長、2名の副委員長、2名の書記をおく。役員は選挙管理委員の互選とする。

第5条 選挙管理委員会は次の仕事をする。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付
- (3) 選挙期日の1週間前までに立候補者名簿作成
- (4) 投票用紙の作成
- (5) 宣伝ポスターの検閲
- (6) 当選者の決定と発表
- (7) 投票録、開票録の記入
- (8) その他選挙管理に必要な事項

第6条 選挙期日は原則として15日前に公示する。ただし、該当日が休日のときはその前日とする。

第3章 候補者

第7条 候補者は、期日10日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、その日が休日のときはその翌日とする。

第8条 同一人は2つの異なる役員の候補者となることはできない。

第9条 役員の定員は、会長2年1名、副会長2年1名、1年1名、書記・会計はそれぞれ2年1名、1年1名とする。

第4章 選挙

第10条 選挙は投票により行い、投票は無記名で1人1票に限る。

第11条 投票所は選挙管理委員会の指定した場所とする。

第12条 投票時間は選挙管理委員会の指定した時間とする。

第13条 当選は得票順による。総数の過半数を超えていない場合はその者について決選投票を行う。

第14条 立候補者が定数内の場合は、信任投票を行い、過半数以上を占めた場合は当選とし、半数以下の場合は再選挙を行う。(信任投票で落選した者も立候補を認める。)

第15条 当選者の決定後、欠員を生じた場合は欠点者を繰り上げる。

第16条 開票は当選の当日、又はその翌日に行う。

第17条 投票の内、次のものを無効とする。

- (1) 候補者以外の者を記入してある場合その部分

(2) 被選挙人の確認できないものについてはその部分

第5章 付則

第18条 この規定は中央委員の議決によらなければ変更できない。

第19条 この規定は昭和48年4月10日より施行する。

第20条 昭和56年4月1日一部改正

第21条 平成7年3月26日一部改正

第22条 平成25年4月1日一部改正

第23条 平成30年4月1日一部改正